

別添

米国通商代表部（USTR）外国貿易障壁報告書 2024 年度版
ケニア部分の概要

○関税

ケニアは東アフリカ共同体（EAC）の定める 4 つの関税帯を導入。米国からの中古衣料や調理ストーブなどはそのうち最も高い関税帯（35%）に分類。多くのテキスタイルや農産物はセンシティブ品目に分類され、35%以上の従量税が適用され、テキスタイルでは 50%、乳製品は 60%、メイズやメイズ粉は 50%、小麦粉は 60%、砂糖は 100%の関税率が適用されている。また、EAC は太陽光及び風力発電にかかるすべての製品の輸入関税措置の免税を実施してきたが、2016 年 7 月に開発・発電にかかる製品のみに限定され、スペアパーツやアクセサリは課税対象となっている。

○非関税障壁

2023 年 10 月にケニアの国内農業生産が予想を上回ったことを受けて、ケニア政府はメイズと小麦の輸入許可を停止し輸入禁止とした。また、米国企業は通関の所要時間が長すぎる、また複雑かつ非効率な手続きがある点を懸念。ワンストップ通関システムを導入しても期待通りには運用されていないことや、分類やバリューの決定などで一貫性を欠く、また、不必要に中継貨物の検査が行われている点を指摘。

○貿易にかかる技術的障壁

2019 年に導入された船積み前適合検査（PVoC）につき、検査基準が国際標準と異なる。PVoC が実施せずに船積みした貨物は当該貨物の CIF 価格の 5%を支払ったうえで、さらに輸入が許可されない可能性もある。また、PVoC に加えて輸入者はケニア基準局から輸入標準化マークラベルの取得費用などのコストをさらに負担しなければならない。また、多くの品目について基準局の定める基準が非公開で、不透明性。

○衛生・植物検疫にかかる障壁

2022 年にケニアは遺伝子改良農産物の輸入及び商業化の禁止措置を撤廃したが、高等裁判所にて申し立てがあり、措置が差し止め中となっている。また、ウシの精液の輸入について厳しく制限され、肉類、乳製品の輸入要件が複雑で不透明、輸入費用も高額。メイズのアフラトキシン許容基準値が米国よりケニアが厳しく、米国からの輸入品のほとんどがこれをクリアできておらず輸入できない。

○政府調達

「Buy Kenya Build Kenya」のイニシアティブのもと、政府調達の 4 割以上が国内調達と定められている。特に自動車、二輪車などはケニアで組み立て生産されたものに優先権。政府の 5,000

万シリング以下の入札ではケニア企業・財に優先権が与えられ、非ケニア企業から調達する場合は、国内調達ができないことを証明するレポートの提出が要件。さらに財務省は2020年に国民への技術移転や、雇用の75%をケニア国民とすること、国内調達計画を立てることなどを強制する規制を導入した。米国企業のケニア政府調達への参画は極めて制限され、汚職も深刻な懸念。

○知的財産権保護

米国企業はケニアにおける知的財産権保護制度を懸念。模倣品や海賊版商品の拡散が問題で、ケニアは世界知的所有権機関（WIPO）への加盟が必要。

○サービスにかかる障壁

保険会社の資本の3分の1以上をケニアないしEAC加盟国の資本が所有することを規定。さらに再保険契約の20%以上をケニア再保険公社と契約しなければならないなど多くの規制が存在。情報通信サービスへの参入はライセンスの認可に大幅な遅れが生じている。

○デジタル貿易にかかる障壁

2019年に導入されたデータ保護法は不透明。また、非居住者・企業に対するデジタルサービス税を導入。いかなるデジタルマーケットプレイスや売上のオンラインプラットフォームも総取引額の1.5%を課税。

○投資にかかる障壁

警備会社は25%以上、デリバティブ取引は15%以上、鉱業分野では60%以上のケニア資本の参加が必須であるなど外国資本の参画を制限。但し、情報通信分野の30%ケニア資本参加の制限措置は2023年8月に廃止。また、憲法で外国人の土地所有を禁じており99年までのリースのみ。特に未開発の土地利用については制度が不透明。

○公的企業

石油や電力などの多くの国営企業による独占及び電力の調達要件が8割以上の現地調達要件を課すなど競争を阻害。

○その他

関税や税制にかかる紛争は司法で仲裁されるものの、その遅れや不透明さが問題。ケニア歳入庁は2015年以来、より迅速に税制面での紛争解決の迅速化に取り組むものの、米国企業はそれでも深刻な遅れが生じていると指摘。また、汚職はケニアビジネスにおいて重大な障壁。米国企業は群及び全国レベルで汚職が広がっており、政府の反汚職に対する取り組みも効果的でない。また、政府内のあらゆるレベルからの賄賂の要求があると指摘。

以上